

「市川市史」の原稿として提出される著作物の利用に関する覚書（案）

市川市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が作成する「市川市史」の原稿として乙が甲に提出する論文、図版、写真その他の乙の著作物（以下「本件著作物」という。）を甲が利用することに関し、次のとおり覚書を締結する。

（本件著作物の著作権）

第1条 乙は、本件著作物の著作権及び著作者人格権を有する。

（「市川市史」の編集著作権）

第2条 甲は、本件著作物及び乙以外の者から「市川市史」の原稿として甲に提出された論文、図版、写真その他の著作物を選択し、又は配列して、「市川市史」を作成することができる。

2 前項の規定により作成された「市川市史」が著作権法（昭和45年法律第48号）第12条第1項の著作物となったときは、当該著作物の著作権は、甲に帰属する。

（改変等）

第3条 甲は、「市川市史」を作成するに当たり、本件著作物について、変更、切除その他の改変（以下「改変等」という。）をすることができる。この場合において、当該改変等は、別に定める市川市史編さん基本方針、市川市史編さん基本計画、市川市史執筆要項及び「市川市史」の各巻ごとに定める執筆細則に規定する範囲においてするものとする。

（複製）

第4条 甲は、第2条第1項の規定により作成した「市川市史」を複製することができる。

2 前項の規定により複製する「市川市史」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 書籍としての「市川市史」

(2) CD-ROM、USBメモリーその他の電磁的記録に係る記録媒体に記録した市川市史（以下「電子版市川市史」という。）

（譲渡）

第5条 甲は、前条の規定により複製した「市川市史」を譲渡により公衆に提供することができる。

（公衆送信等）

第6条 甲は、第4条の規定により複製した「市川市史」について、インターネット等を通じて公衆に送信することができる。

2 甲は、前項の規定により公衆に送信された「市川市史」について、テレビジョン受信機等の受信装置を用いて公に伝達することができる。

(翻訳及び翻案)

第7条 甲は、本件著作物(第3条の規定により改変等をされたものを含む。以下同じ。)について、翻訳し、及び要約することができる。この場合において、甲は、「市川市史」の広報活動を行うために本件著作物を要約する場合を除き、乙の承諾を得るものとする。

(行為の行使の対価)

第8条 甲は、第3条から前条までに規定する甲の行為の行使について、甲と乙が別に定める原稿料を除き、乙に対し、何らの金員を支払わないものとする。

(本件著作物の公表時期)

第9条 乙は、甲が市川市史の内容を公表する前に本件著作物を公表する場合には、事前に甲の承諾を得るものとする。

(氏名の表示)

第10条 甲は、乙が「市川市史」の原稿として甲に論文を提出したときは、書籍としての「市川市史」及び電子版市川市史に、執筆者として、乙の氏名を表示する。ただし、「市川市史」の広報活動を行うために論文の一部を使用する場合には、乙の氏名の表示を省略することができる。

2 甲は、乙が「市川市史」の原稿として甲に図版又は写真を提出したときは、書籍としての「市川市史」及び電子版市川市史に、図版又は写真の作成者として、乙の氏名を表示する。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の内容に疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、覚書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 千葉県市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号
市川市
代表者 市長 大 久 保 博

乙 ○○県○○市○○△丁目△△
○ ○ ○ ○

第6巻 自然とその変遷

古く人がくらすようになったころ、市川の自然の姿はどうであったか。自然の変遷が人の生活にどう影響を及ぼすかを、いろいろな資料から推測する。

近年、人の活動の増大によって、自然に対する働きかけがしだいに強くなり、これが自然の改変をもたらすようになった。自然との調和の上になりたって生活する時代から、自然を改変し利用する時代へと移り変わってきた。

特に20世紀後半からはこの傾向が著しくなり、自然本来の機能を衰退させることで、人の生活への負の影響も現れるようになった。

市史としては、そのような変遷や21世紀初めの現状を記録し、将来を展望する資料とする。

第1章 市川市の地形と気象

- 1節 市川市の地形
- 2節 市川市の水循環
- 3節 市川市の気象
- 4節 地震の影響

第2章 自然の姿・昔から現代へ

- 1節 むかしの植生を推測する
- 2節 自然と調和して暮らした時代
- 3節 都市化した時代
- ~~4節 都市生態系の登場~~

第3章 都市のなかにくらす動植物

- 1節 都市生態系の登場
- 2節 帰化植物のくらし
- 3節 タヌキ・ハクビシン
- 4節 都市鳥のくらし(カラス・ムクドリ)
- 5節 人と共存するツバメ
- 6節 ヒキガエル・ヤモリ
- 7節 大繁殖する昆虫
- 8節 ~~ジョロウダモ~~ 都市のクモ
- 9節 ヤスデ・ダンゴムシ
- コラム (スズメバチの駆除など)

第4章 残された自然

- 1節 樹林のあらまし
- 2節 街なかのクロマツ群
- 3節 大町公園
- 4節 真間川水系
- 5節 江戸川にくらす生き物
- 6節 市川の海
(江戸川放水路と三番瀬)
- 7節 行徳水鳥保護区

第5章 市川市の動植物の種類

- 1節 植物の種類(フロラの概要)
- 2節 動物の種類(ファウナの概要)
- 3節 指定文化財・巨樹・保存樹
- 4節 市川市に生息する動植物

※CD-ROM

第6章 自然を守るための活動

~~付録~~ 市川市の動植物リスト

市川市史第6巻 自然とその変遷 執筆細則（案）

本細則は、「市川市史執筆要項」に記された内容を補完し、執筆にあたっての留意点、表記等の統一を図るために必要となる事項を定めるものである。

1. 体裁

判型 B5判タテ

総頁数 400ページ程度（巻末に動植物目録のCD-ROMまたはDVD-ROMを付す）

2. 原稿

(1) 文字原稿は電子データとして作成することを基本とする。入稿はA4用紙に印字した紙ベースのものを正式原稿として1部提出する。また、編集用に電子データを合わせて提出する。

(2) 電子データは、一般的なテキストファイル（Windowsパソコンの場合は「メモ帳」ソフト）か、ドキュメントファイル（Windowsパソコンの場合は「ワード」ソフト）の形式で作成し、他のソフトで作成した場合は変換したのち、提出する。

(3) 文字原稿は

原稿サイズ：A4判

用紙の向き：縦方向

文字の方向：横書き

で作成し、1ページ40字×35行（1,400字）、1段組を目安とする。「句読点のぶら下がり」などの細かい書式については特に定めない。

(4) 手書きを希望される場合は、原稿用紙の様式など別途相談の上、入稿する。

(5) 写真・図版の入稿は、つぎのような手順をとることとする。

ア. 電子データで入稿する場合

- ・写真のファイル形式は、JPEGかTIFFを原則とし、印刷にふさわしいデータサイズのものを使用する。
- ・図版のファイル形式は、事前に打ち合わせを行う。
- ・「エクセル」で作成した表やグラフは、そのまま入稿する（編集時、他のソフトで書き起こす場合もある）。
- ・いずれの場合も、ファイル名を「番号 タイトル」に書きなおしておく。

イ. 紙ベースで入稿する場合

- ・写真の紙焼きはそのまま入稿し、編集時にスキャンして電子データ化する
- ・図版を紙ベースで入稿する場合、図版中に文字による表記があれば、原図とは分けて文字原稿を別に入稿する。原図には、文字の挿入箇所がわかるメモを付しておく。カラーの場合は色の指定を行う。
- ・写真・図版には「番号・タイトル」がわかるメモを付しておく。

ウ. いずれの場合も

「写真・図版の通し番号」

「タイトル」

「キャプション（説明並びに出典等）」

を文字原稿に準じる手順で作成し、あわせて入稿する。写真の場合は、可能な範囲で「撮影日時」「撮影場所」「撮影者名」を記載する。なお、撮影者が著者以外の場合、撮影者の氏名を必ず記載する。

- (6) 写真、図版の掲載位置と大きさは、編集段階で編集側より原案を提示し、執筆者と調整する。
- (7) 入稿に用いた記録メディアは執筆者に返却する。紙ベースで入稿されたものは、原則として返却しない。
- (8) 原稿締め切り
平成 26 年 12 月 26 日（金）必着

3. 文章の表現

- (1) 固有名詞、読みにくい学術用語の直後には【 】でひらがなのルビ（ふりがな）をつける。
- (2) 接続詞、副詞、助動詞、代名詞の類のうち、次のような語はかな書きとする。
例) あたかも（恰も） あるいは（或いは） いう（云う・言う） いえども（雖も）
いずれ（何れ） いったん（一旦） いわゆる（所謂） おいて（於いて） か
つ（且） この（此の） しばしば（屢） その（其の） ただし（但し） た
ち（達） たちまち（忽ち） たとい（仮令） たぶん（多分） ため（為） だ
れ（誰） ちょうど（丁度） ちょっと（一寸） できる（出来る） なお（尚）
など（等） もちろん（勿論） やや（稍） ら・など（等） わたって（亘つ
て）、など。
- (3) 文字の反復
かな：文字を反復して書き、「ゝ」「ゞ」記号は使用しない。
例) つづく、それぞれ、いろいろ。
漢字：「々」の記号を使用する。
例) 人々、国々
- (4) 地名・団体名など
ア. 旧地名の場合は現在の市町村の名称を（ ）内に記す。
例) 八幡町（現市川市）
イ. 読みにくいと思われる場合は初出時にふりがなを付ける。
例) 北方【ぼっけ】、北方【きたかた】、稲荷木【とうかぎ】
ウ. 市川市のことを述べる場合は、「本市」ではなく「市川市は」「市川市では」などと表記する。ただし、同一文内で繰り返す場合はこの限りではない。
エ. 団体名・法律名などは、初出時に正式名称と（ ）内に略号を記し、以降略号を使用する。
例) 市川市自然環境保全再生指針（以下、保全再生指針）、市川市自然環境研究グループ（以下、研究グループ）、市立市川自然博物館（以下、市川自然博）
- (5) 生物名
学名は巻末の動植物目録に掲載することを前提としているため本文では用いず、生物名は標準和名をカタカナで記すことを原則とする。和名がない場合や、特別に必要な場合は学名（属名・種小名）、植物の場合は雑種名を記す。

なお、本文中の学名は、初出の場合、属名は約さず全て記し、以降、属名はその頭文字を記すだけとする。また、イタリックにする、しないに関係なくアンダーラインを引く。

例) Plautia crossota stali (亜種名があれば記す)、次出はP. crossota stali

(6) 句読点および数量等

句読点および数量等の表記については、編集時に下記のとおり統一する。

ア. 句読点は「、」と「。」を使用する。

イ. 並列、言葉の区切りなどの場合は「・」を用いる。

例) 時間的・空間的広がり、中山町・八幡町

複合語・連語や固有名詞をかなで表記する場合

例) ギブ・アンド・テイク、チャールス・ダーウィン

ウ. 数字は原則として算用数字を用い、3桁ごとにカンマ「,」をいれる。ただし、年号には入れない。1桁は全角で、2桁以上は半角で入力する。ただし、四字熟語や大きな数字を表す場合は、漢数字で表記する。

例) 四方八方、1万5千年

エ. 分数

例) 1/4、1/30

オ. パーセントは全角の「%」を用いる。

例) 5%、10.3%。

カ. 数の幅を表記す場合は「～」を用いる。

例) 5～10kg、～30m、1995～99年。

キ. 単位は原則としてSI単位系（国際単位系）とその記号を使用する。

例) m、km、kg、m²、℃、°。例 15m、2kg、34℃、仰角9°。

ク. その他の記号 本文中には、am、pm、♂、♀、3 exs. は使わず、午前、午後、雄、雌、3個体などと表記する。

4. 文献

(1) 引用文献

ア. 節の終わりに次のように付ける。

・ 定期刊行物（雑誌） 著者名（西暦年）タイトル、誌名 巻（号）：引用ページ。

・ 書籍 著（編）者名（西暦年）タイトル、書名：引用ページ、発行所。

例) 山崎秀雄・宮内博至（2012）千葉県市川市域の江戸川河川敷の昆虫。市史研究いちかわ（3）：51.

イ. 図や表などはキャプションに出典を記す。

5. 謝辞

お世話になった方々への謝辞は本文中には入れない。編集時に巻末にまとめて示すため、本文とは別にまとめて記すこと。

市川市史執筆要項（案）

平成 25 年 9 月 10 日

この要項は、市川市が発行する市川市史を執筆するにあたり、必要な事項を定めるものである。

1. 基本原則

「市川市史編さん基本方針」および「市川市史編さん基本計画」に則り、執筆すること。

2. 文章表記

- (1) 文体は平易な口語体とし、「である」調とする。
- (2) 本文は原則として常用漢字を使用し、現代かな遣いによること。ただし、固有名詞はこの限りではない。
- (3) 年号は西暦とし、特に必要な場合は、西暦と元号を併記する。
例) 2012 (平成 24) 年
- (4) 引用は「 」によって示すこととする。長文におよぶ場合は、改行して全体を二字下げて記載する。
- (5) 原則、注釈注は付けない。引用注の場合は本文中に文献名を表記するか、例 2 のように記すこと。
例 1) 『国分小学校学校沿革誌』の 1900 (明治 32) 年 10 月 20 日の条には、「…中略…」という記述がある。
例 2) 田原・中村 (1997) によると、堀之内では台地斜面から台地上は、…後略…
- (6) 参考文献および引用文献は、別に定める執筆細則に基づき、まとめて記載すること。なお、参考文献は必要最低限のものを記載する。

3. 図・表・写真の掲載

図・表・写真は一点ごとに別紙に掲載し、本文とは別に一括して添えること。図・表・写真ごとに通し番号をつけ、それぞれにタイトル、説明並びに出典等をつけ、本文原稿の欄外に挿入箇所を明記すること。

4. 既存の出版公表物等からの転載

執筆者は、既存の出版公表物等から写真・図版類を転載する場合は、別添様式を文化振興課に提出すること。文化振興課は、提出された様式の内容に基づき、転載にかかる著作者および著作権者の許諾を得ることとする。

5. 協力機関・協力者の表記

協力機関および協力者については、巻末に一覧を掲載する。

協力機関および協力者がある場合は、本文中に謝辞等を記載せず、機関名・氏名の一覧を提出すること。

6. 原稿の提出

(1) 提出方法

原稿は、文字・写真・図版のいずれについても原則電子データとし、締切日までにファイルデータを記録したメディアと印字した原稿を提出すること。ただし、図版類のうち電子データ化が難しいものについては事務局に申し出ること。また、転載資料がある場合は、必要書類をあわせて提出すること。

(2) 提出先

〒272-0023 千葉県市川市南八幡 4-2-5 いちかわ情報プラザ 2階
市川市文化振興課 市史編さん事業担当

7. 原稿の取り扱い

原稿提出後、巻ごとに調査編集委員および市川市職員による編集作業を行う。

調査編集委員は、巻全体の統一性および市川市史全巻における当該巻の位置づけ等を考慮し、原稿内容の確認・推敲を行う。原稿管理等、編集に必要となるその他の業務は市川市が行う。

なお、上記の過程において、執筆者に原稿の修正等を依頼する場合がある。

8. 校正

入稿後の校正は原則執筆者が行うが、最終校正は調査編集委員による編集会議で行う。

9. 著作権の取り扱い

市川市史の原稿として提出される著作物の利用に関し、執筆者と市川市との間で覚書を締結する。

10. その他

各巻の内容、構成、執筆にあたっての留意点、表記等の統一化の目安を図るために必要となる事項など、この要項に定めのない事項については、巻ごとの執筆細則に定めることとする。

【問い合わせ先】

市川市 文化国際部 文化振興課 市史編さん事業担当
電話 047-300-8020

平成 年 月 日

市川市長

氏 名 _____
住 所 _____

電話番号 _____
メールアドレス _____

写真・図版類の転載について（依頼）

市川市史の編さんにかかる原稿の執筆について、下記出版公表物の一部を転載いたしたく、転載にかかる申請を依頼します。

記

1. 出版公表物の名称
2. 編著者名
3. 転載を希望する該当箇所
 - (1) 該当頁
 - (2) 行および番号等
 - (3) 著作者名（上記 2 とは著作者が別の場合）

※ 転載元を明示した該当頁および奥付のコピーを添付してください

4. 発行者
 - (1) 発行者名
 - (2) 住 所 〒
5. 出版社
 - (1) 出版社名
 - (2) 住 所